

# 市・県民税の 年金特別徴収

市・県民税が年金より特別徴収（天引き）される方は、平成27年度の市・県民税が対象月の年金より仮徴収されます。

## 【仮徴収の対象月】

平成27年4月・6月・8月

## 【仮徴収される額】

平成27年2月分の年金から特別徴収された額と同額

※平成27年度分の市・県民税の年税額が仮徴収金額より少ない場合は差額を還付いたします。

※還付の対象となる方には別途通知いたします。

## 【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当

(市役所4階)

☎32・3821 / FAX

X33・3401

Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp

## 介護保険の保険料が変わります！

介護保険料は3年ごとに改定を行っており、平成27年度から平成29年度の保険料が決定しました。

【65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料】 ※保険料は所得などに応じて段階別に分かれます。

所得段階	対象者	1年間の保険料額
第1段階	市民税世帯非課税 生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	31,680円 (基準額×0.5)
第2段階		47,520円 (基準額×0.75)
第3段階		47,520円 (基準額×0.75)
第4段階	市民税世帯課税 世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	57,020円 (基準額×0.9)
第5段階		63,360円 (基準額×1)
第6段階		76,030円 (基準額×1.2)
第7段階		82,360円 (基準額×1.3)
第8段階		95,040円 (基準額×1.5)
第9段階		107,710円 (基準額×1.7)
第10段階		114,040円 (基準額×1.8)
第11段階		133,050円 (基準額×2.1)

※課税年金とは、非課税年金（障害年金・遺族年金）以外の年金のことであり、一般の老齢年金や厚生年金が課税年金（課税対象となる年金）に該当します。

※保険料額決定通知書等は、普通徴収については7月、特別徴収については8月に送付します。

## 【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）☎32・3845 / FAX33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.tokushima.jp

